

区分番号A300に掲げる救命救急入院料

救命救急入院料

救命救急入院料 1

(3日以内の期間)	7,825点
(4日以上7日以内の期間)	6,885点
(8日以上14日以内の期間)	5,579点

救命救急入院料 2

(3日以内の期間)	9,349点
(4日以上7日以内の期間)	8,272点
(8日以上14日以内の期間)	7,002点

救命救急入院料 3

イ 救命救急入院料

(3日以内の期間)	7,825点
(4日以上7日以内の期間)	6,885点
(8日以上14日以内の期間)	5,579点

ロ 広範囲熱傷特定集中治療管理料

(3日以内の期間)	7,825点
(4日以上7日以内の期間)	6,885点
(8日以上14日以内の期間)	5,986点
(15日以上30日以内の期間)	6,491点
(31日以上60日以内の期間)	6,698点

救命救急入院料 4

イ 救命救急入院料

(3日以内の期間)	9,349点
(4日以上7日以内の期間)	8,272点
(8日以上14日以内の期間)	7,002点

ロ 広範囲熱傷特定集中治療管理料

(3日以内の期間)	9,349点
(4日以上7日以内の期間)	8,272点
(8日以上14日以内の期間)	7,002点
(15日以上30日以内の期間)	6,491点
(31日以上60日以内の期間)	6,698点

注1 病院において、自殺企図等による重篤な患者であつて精神疾患を有するもの又はその家族等からの情報等に基づいて、当該病院の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第18条第1項に規定する精神保健指定医（以下「精神保健指定医」という。）又は精神科の医師が、当該患者の精神疾患にかかわる診断治療等を行った場合は、当該精神保健指定医等による最初の診療時に限り、所定点数

	<p>に3,000点を加算する。</p> <p>2 基本診療料の施設基準等(平成20年厚生労働省告示第62号)第九の二の(4)に規定する基準に適合しているものとして地方厚生局長又は地方厚生支局長(以下「地方厚生局長等」という。)に届け出た病院において救命救急医療が行われた場合には、1日につき所定点数に1,000点を加算する。</p> <p>3 基本診療料の施設基準等第九の二の(5)に規定する基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病院において救命救急医療が行われた場合には、1日につき所定点数に500点を加算する。</p> <p>4 基本診療料の施設基準等第九の二の(6)に規定する基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病院において救命救急医療が行われた場合には、1日につき所定点数に100点を加算する。</p> <p>5 当該病院において、急性薬毒物中毒の患者に対して救命救急医療が行われた場合には、入院初日に限り、次に掲げる点数をそれぞれ所定点数に加算する。</p> <p>イ 急性薬毒物中毒加算1(機器分析) 5,000点</p> <p>ロ 急性薬毒物中毒加算2(その他のもの) 350点</p> <p>6 基本診療料の施設基準等第九の二の(7)に規定する基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病院において、15歳未満の重篤な患者に対して救命救急医療が行われた場合には、小児加算として、入院初日に限り所定点数に5,000点を加算する。</p>
<p>区分番号A301に掲げる特定集中治療室管理料</p>	<p>特定集中治療室管理料</p> <p>特定集中治療室管理料1</p> <p>(7日以内の期間) 11,606点</p> <p>(8日以上14日以内の期間) 10,082点</p> <p>特定集中治療室管理料2</p> <p>イ 特定集中治療室管理料</p> <p>(7日以内の期間) 11,606点</p> <p>(8日以上14日以内の期間) 10,082点</p> <p>ロ 広範囲熱傷特定集中治療管理料</p> <p>(7日以内の期間) 11,606点</p> <p>(8日以上14日以内の期間) 10,275点</p> <p>(15日以上30日以内の期間) 10,780点</p> <p>(31日以上60日以内の期間) 10,987点</p> <p>特定集中治療室管理料3</p> <p>(7日以内の期間) 7,317点</p> <p>(8日以上14日以内の期間) 5,793点</p> <p>特定集中治療室管理料4</p> <p>イ 特定集中治療室管理料</p> <p>(7日以内の期間) 7,317点</p> <p>(8日以上14日以内の期間) 5,793点</p> <p>ロ 広範囲熱傷特定集中治療管理料</p> <p>(7日以内の期間) 7,317点</p> <p>(8日以上14日以内の期間) 5,986点</p> <p>(15日以上30日以内の期間) 6,491点</p> <p>(31日以上60日以内の期間) 6,698点</p>

	<p>注 基本診療料の施設基準等第九の三の(4)に規定する基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病院において、15歳未満の重篤な患者に対して特定集中治療室管理が行われた場合には、小児加算として、当該患者の入院期間に応じ、次に掲げる点数を1日につき所定点数に加算する。</p> <p>(7日以内の期間) 2,000点</p> <p>(8日以上14日以内の期間) 1,500点</p>
区分番号A301-2に掲げるハイケアユニット入院医療管理料	<p>ハイケアユニット入院医療管理料1</p> <p>(14日以内の期間) 4,540点</p> <p>(15日以上21日以内の期間) 5,045点</p> <p>ハイケアユニット入院医療管理料2</p> <p>(14日以内の期間) 2,040点</p> <p>(15日以上21日以内の期間) 2,545点</p>
区分番号A301-3に掲げる脳卒中ケアユニット入院医療管理料	<p>脳卒中ケアユニット入院医療管理料</p> <p>(14日以内の期間) 3,760点</p>
区分番号A301-4に掲げる小児特定集中治療室管理料	<p>小児特定集中治療室管理料</p> <p>(7日以内の期間) 13,708点</p> <p>(8日以上14日以内の期間) 11,676点</p>
区分番号A302に掲げる新生児特定集中治療室管理料	<p>新生児特定集中治療室管理料</p> <p>新生児特定集中治療室管理料1</p> <p>(14日以内の期間) 8,130点</p> <p>(15日以上30日以内の期間) 8,635点</p> <p>(31日以上90日以内の期間) 8,842点</p> <p>新生児特定集中治療室管理料2</p> <p>(14日以内の期間) 6,065点</p> <p>(15日以上30日以内の期間) 6,570点</p> <p>(31日以上90日以内の期間) 6,777点</p>
区分番号A303に掲げる総合周産期特定集中治療室管理料	<p>総合周産期特定集中治療室管理料</p> <p>母体・胎児集中治療室管理料</p> <p>(14日以内の期間) 5,081点</p> <p>新生児集中治療室管理料</p> <p>(14日以内の期間) 8,130点</p> <p>(15日以上30日以内の期間) 8,635点</p> <p>(31日以上90日以内の期間) 8,842点</p>
区分番号A303-2に掲げる新生児治療回復室入院医療管理料	<p>新生児治療回復室入院医療管理料</p> <p>(14日以内の期間) 3,455点</p> <p>(15日以上30日以内の期間) 3,960点</p> <p>(31日以上120日以内の期間) 4,167点</p>
区分番号A305に掲げる一類感染症患者入院医療管理料	<p>一類感染症患者入院医療管理料</p> <p>(7日以内の期間) 7,002点</p> <p>(8日以上14日以内の期間) 5,782点</p>
区分番号A307に掲げる小児入院医療管理料	<p>小児入院医療管理料</p> <p>小児入院医療管理料1</p> <p>(14日以内の期間) 2,540点</p> <p>(15日以上30日以内の期間) 3,045点</p> <p>(31日以上) 3,252点</p> <p>小児入院医療管理料2</p>

	(14日以内の期間)	2,032点
	(15日以上30日以内の期間)	2,537点
	(31日以上)	2,744点
	小児入院医療管理料 3	
	(14日以内の期間)	1,626点
	(15日以上30日以内の期間)	2,131点
	(31日以上)	2,338点
	小児入院医療管理料 4	
	(14日以内の期間)	1,016点
	(15日以上30日以内の期間)	1,521点
	(31日以上)	1,728点
	小児入院医療管理料 5	
	(14日以内の期間)	101点
	(15日以上30日以内の期間)	606点
	(31日以上)	813点
	注 基本診療料の施設基準等第九の九の(7)に規定する基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病院の病棟において小児入院医療管理が行われた場合には、1日につき所定点数に100点を加算する。	

5 3の規定にかかわらず、別に厚生労働大臣が定める病院（医科点数表第1章第2部第1節入院基本料区分番号A105に掲げる専門病院入院基本料に係る届出を行った病院に限る。以下「5に規定する病院」という。）であって、医科点数表第1章第2部第3節特定入院料のうち次の表の左欄に掲げる診療料に係る届出を行ったものの病棟における療養に要する費用の額の算定については、同欄に掲げる診療料に係る算定要件を満たす患者ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる点数を所定点数に加算するものとする。

区分番号A300に掲げる救命救急入院料	救命救急入院料	
	救命救急入院料 1	
	(3日以内の期間)	8,025点
	(4日以上7日以内の期間)	7,085点
	(8日以上14日以内の期間)	5,779点
	救命救急入院料 2	
	(3日以内の期間)	9,549点
	(4日以上7日以内の期間)	8,472点
	(8日以上14日以内の期間)	7,202点
	救命救急入院料 3	
	イ 救命救急入院料	
	(3日以内の期間)	8,025点
	(4日以上7日以内の期間)	7,085点
	(8日以上14日以内の期間)	5,779点
	ロ 広範囲熱傷特定集中治療管理料	
	(3日以内の期間)	8,025点
	(4日以上7日以内の期間)	7,085点
	(8日以上14日以内の期間)	6,186点
	(15日以上30日以内の期間)	6,491点
	(31日以上60日以内の期間)	6,698点
救命救急入院料 4		
イ 救命救急入院料		
(3日以内の期間)	9,549点	
(4日以上7日以内の期間)	8,472点	

	(8日以上14日以内の期間)	7,202点
	ロ 広範囲熱傷特定集中治療管理料	
	(3日以内の期間)	9,549点
	(4日以上7日以内の期間)	8,472点
	(8日以上14日以内の期間)	7,202点
	(15日以上30日以内の期間)	6,491点
	(31日以上60日以内の期間)	6,698点
	注1 病院において、自殺企図等による重篤な患者であつて精神疾患を有するもの又はその家族等からの情報等に基づいて、当該病院の精神保健指定医又は精神科の医師が、当該患者の精神疾患にかかわる診断治療等を行った場合は、当該精神保健指定医等による最初の診療時に限り、所定点数に3,000点を加算する。	
	2 基本診療料の施設基準等第九の二の(4)に規定する基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病院において救命救急医療が行われた場合には、1日につき所定点数に1,000点を加算する。	
	3 基本診療料の施設基準等第九の二の(5)に規定する基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病院において救命救急医療が行われた場合には、1日につき所定点数に500点を加算する。	
	4 基本診療料の施設基準等第九の二の(6)に規定する基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病院において救命救急医療が行われた場合には、1日につき所定点数に100点を加算する。	
	5 当該病院において、急性薬毒物中毒の患者に対して救命救急医療が行われた場合には、入院初日に限り、次に掲げる点数をそれぞれ所定点数に加算する。	
	イ 急性薬毒物中毒加算1(機器分析)	5,000点
	ロ 急性薬毒物中毒加算2(その他のもの)	350点
	6 基本診療料の施設基準等第九の二の(7)に規定する基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病院において、15歳未満の重篤な患者に対して救命救急医療が行われた場合には、小児加算として、入院初日に限り所定点数に5,000点を加算する。	
区分番号A301に掲げる特定集中治療室管理料	特定集中治療室管理料	
	特定集中治療室管理料1	
	(7日以内の期間)	11,806点
	(8日以上14日以内の期間)	10,282点
	特定集中治療室管理料2	
	イ 特定集中治療室管理料	
	(7日以内の期間)	11,806点
	(8日以上14日以内の期間)	10,282点
	ロ 広範囲熱傷特定集中治療管理料	
	(7日以内の期間)	11,806点
	(8日以上14日以内の期間)	10,475点
	(15日以上30日以内の期間)	10,780点
	(31日以上60日以内の期間)	10,987点
	特定集中治療室管理料3	

	(7日以内の期間)	7,517点
	(8日以上14日以内の期間)	5,993点
	特定集中治療室管理料 4	
	イ 特定集中治療室管理料	
	(7日以内の期間)	7,517点
	(8日以上14日以内の期間)	5,993点
	ロ 広範囲熱傷特定集中治療管理料	
	(7日以内の期間)	7,517点
	(8日以上14日以内の期間)	6,186点
	(15日以上30日以内の期間)	6,491点
	(31日以上60日以内の期間)	6,698点
	注 基本診療料の施設基準等第九の三の(4)に規定する基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病院において、15歳未満の重篤な患者に対して特定集中治療室管理が行われた場合には、小児加算として、当該患者の入院期間に応じ、次に掲げる点数を1日につき所定点数に加算する。	
	(7日以内の期間)	2,000点
	(8日以上14日以内の期間)	1,500点
区分番号A301-2に掲げるハイケアユニット入院医療管理料	ハイケアユニット入院医療管理料 1 (14日以内の期間)	4,740点
	(15日以上21日以内の期間)	5,045点
	ハイケアユニット入院医療管理料 2 (14日以内の期間)	2,240点
	(15日以上21日以内の期間)	2,545点
区分番号A301-3に掲げる脳卒中ケアユニット入院医療管理料	脳卒中ケアユニット入院医療管理料 (14日以内の期間)	3,960点
区分番号A301-4に掲げる小児特定集中治療室管理料	小児特定集中治療室管理料 (7日以内の期間)	13,908点
	(8日以上14日以内の期間)	11,876点
区分番号A302に掲げる新生児特定集中治療室管理料	新生児特定集中治療室管理料	
	新生児特定集中治療室管理料 1 (14日以内の期間)	8,330点
	(15日以上30日以内の期間)	8,635点
	(31日以上90日以内の期間)	8,842点
	新生児特定集中治療室管理料 2 (14日以内の期間)	6,265点
	(15日以上30日以内の期間)	6,570点
	(31日以上90日以内の期間)	6,777点
区分番号A303に掲げる総合周産期特定集中治療室管理料	総合周産期特定集中治療室管理料	
	母体・胎児集中治療室管理料 (14日以内の期間)	5,281点
	新生児集中治療室管理料 (14日以内の期間)	8,330点
	(15日以上30日以内の期間)	8,635点
	(31日以上90日以内の期間)	8,842点
区分番号A303-2に掲げる新生児治	新生児治療回復室入院医療管理料 (14日以内の期間)	3,655点

療回復室入院医療管理料	(15日以上30日以内の期間)	3,960点
	(31日以上120日以内の期間)	4,167点
区分番号A305に掲げる一類感染症患者入院医療管理料	一類感染症患者入院医療管理料 (7日以内の期間)	7,202点
	(8日以上14日以内の期間)	5,982点
区分番号A307に掲げる小児入院医療管理料	小児入院医療管理料	
	小児入院医療管理料1 (14日以内の期間)	2,740点
	(15日以上30日以内の期間)	3,045点
	(31以上の期間)	3,252点
	小児入院医療管理料2 (14日以内の期間)	2,232点
	(15日以上30日以内の期間)	2,537点
	(31以上の期間)	2,744点
	小児入院医療管理料3 (14日以内の期間)	1,826点
	(15日以上30日以内の期間)	2,131点
	(31以上の期間)	2,338点
	小児入院医療管理料4 (14日以内の期間)	1,216点
	(15日以上30日以内の期間)	1,521点
	(31以上の期間)	1,728点
	小児入院医療管理料5 (14日以内の期間)	301点
	(15日以上30日以内の期間)	606点
	(31以上の期間)	813点
	注 基本診療料の施設基準等第九の九の(7)に規定する基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病院の病棟において小児入院医療管理が行われた場合には、1日につき所定点数に100点を加算する。	